

鹿屋市告示第179号

次の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者に指定したので、鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）第39条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

鹿屋市長 郷原 拓男

- 1 指定公金事務取扱者の名称
特定非営利活動法人 まちづくり輝北
理事長 竹井 高志
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地
鹿屋市輝北町市成2201番地3
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の内容
輝北うわば公園の使用に伴う使用料
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者と委託をした日
令和8年4月1日
委託期間：令和8年4月1日～令和10年3月31日

鹿屋市告示第179号

次の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者に指定したので、鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）第39条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

鹿屋市長 郷原 拓男

- 1 指定公金事務取扱者の名称
公益社団法人 鹿屋市シルバー人材センター
理事長 八代 祐二
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地
鹿屋市向江町29番1号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の内容
(1) 小動物園の使用に伴う使用料
(2) 下小原池公園の使用に伴う使用料
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者と委託をした日
令和8年4月1日
(1) 小動物園委託期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
(2) 下小原池公園委託期間：令和8年4月1日～令和10年3月31日

鹿屋市告示第179号

次の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者に指定したので、鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）第39条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

鹿屋市長 郷原 拓男

- 1 指定公金事務取扱者の名称
かのや緑化協同組合
代表理事 右田 顕一
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地
鹿屋市笠之原町2957番地1
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の内容
 - (1) 田崎中央公園、新川公園、横尾岳公園、ひまわり公園、新川寿東公園の使用に伴う使用料
 - (2) 小塚公園、城山公園、鶴羽城山公園、祓川公園、下祓川ふれあい公園、和田井堰公園の使用に伴う使用料
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者と委託をした日
令和8年4月1日
 - (1) 田崎中央公園等委託期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日
 - (2) 小塚公園等委託期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日

鹿屋市告示第179号

次の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定
公金事務取扱者に指定したので、鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）
第39条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

鹿屋市長 郷原 拓男

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社 まちづくり鹿屋
代表取締役 徳永 英作
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地
鹿屋市新川町600番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の内容
かのやイベント広場、まちなかパークの使用に伴う使用料
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者と委託をした日
令和8年4月1日
委託期間：令和8年4月1日～令和10年3月31日

鹿屋市告示第179号

次の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者に指定したので、鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）第39条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

鹿屋市長 郷原 拓男

- 1 指定公金事務取扱者の名称
特定非営利活動法人 かのや健康・スポーツクラブ
理事長 堀内 航司
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地
鹿屋市向江町29番1号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の内容
鹿屋運動公園、西原健康運動公園、鹿屋市市民いこいの森運動広場、鹿屋中央公園の使用に伴う使用料
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者と委託をした日
令和8年4月1日
委託期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

鹿屋市告示第179号

次の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者に指定したので、鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）第39条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

鹿屋市長 郷原 拓男

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社 倉岡建設
代表取締役 村上 裕士
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地
鹿屋市吾平町上名2150番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の内容
鹿屋市田崎多目的運動広場、水辺の広場の使用に伴う使用料
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者と委託をした日
令和8年4月1日
委託期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日